

(3) 日常生活用具費の給付



福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

在宅で重度の障がいがある方を対象に、日常生活を容易にするための用具の購入等に係る費用を給付します。必要な場合は事前にご相談下さい。(※用具の種目は33ページ以降を参照)

○手続き

1. 申請	○必要な書類 (1) 申請書 (2) 医師意見書（「☆」の種目の場合必要） (3) 見積書、カタログの写し (4) 事前確認書（「★」の種目の場合必要） (5) 身体障害者手帳または療育手帳の写し (6) 特定疾患医療受給者証の写し（難病患者の方） （※診断書等の難病患者と確認できる書類でも可） (7) 市民課税証明書（18歳未満の場合は世帯全員分） （※申請年の1月1日時点で市外に住所があった方のみ）
-------	---



2. 給付決定	○申請者及び業者へ決定通知書及び給付券を送付
3. 納品	○業者から申請者へ納品 ○自己負担がある方は、納品時に業者へ支払う



○注意事項

- 原則1割が自己負担となります。ただし、所得に応じた負担上限額が設定されます。
- 他の公的制度（介護保険等）が利用できる場合は、他の制度が優先適用されます。
- 給付決定より先に用具を購入された場合の追認はできません。必ず事前に申請が必要です。
- 申請に必要な申請書及び医師意見書の様式は、福祉課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課にあります。

○特記事項

- 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱います。
- 脳血管障害等による一上下肢機能障害の場合は、表中の体幹機能障害に準じ取り扱います。
- 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用眼覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含みます。
- 「身体障害児」及び「知的障害児」とは、18歳未満をいいます。
- 価格には、消費税相当額(1円未満は切り捨て)を含みます。
- 住宅改修費給付については、申請時及び請求時に図面や写真等の添付資料が必要です。

○日常生活用具種目

区分	種目	障害及び程度	性能等	耐用年数	限度額(円)
介護・訓練支援用具	特殊寝台	(1)下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 (2)難病患者で寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	(1)下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者（常時介護を要する者に限る。） (2)難病患者で寝たきりの状態にあるもの (1)障害の程度が重度又は最重度の知的障害者（児）で、原則として3歳以上のもの (2)下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で、原則として3歳以上のもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの 失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	5年	19,600
	特殊尿器	(1)下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者（児）で原則として学齢児以上のもの（常時介護を要する者に限る。） (2)難病患者で自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
介護・訓練支援用具	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、原則として3歳以上のもの（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
	体位変換器	(1)下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で原則として学齢児以上のもの（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。） (2)難病患者で寝たきりの状態にあるもの	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000

介護・訓練支援用具	移動用リフト	(1)下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、原則として3歳以上のもの (2)難病患者で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で、原則として3歳以上のもの	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100
	訓練用ベッド	(1)下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児) (2)難病患者で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
自立支援用具	入浴補助用具	(1)下肢又は体幹機能障害者(児)であって、入浴に介助を必要とする者で、原則として3歳以上のもの (2)難病患者で入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000 (1世帯当たりの限度額)
	便器	(1)下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、原則として学齢児以上のもの (2)難病患者で常時介護を要するもの	障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 手すりを付けた場合は、5,400円増しとする。	8年	4,450
	特殊便器	(1)上肢障害2級以上の身体障害者(児) (2)難病患者で上肢機能に障害のあるもの (1)障害の程度が重度又は最重度の知的障害者(児)であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの (2)上肢機能障害2級以上の身体障害児で、原則として学齢児以上のもの	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。 ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。 足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害児(者)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200

自立支援用具	歩行補助杖 (T字状・棒状のつえ)	身体障害者（児）で、歩行の不安定なもの	形状：木材（十分な強度を有するもの 外装：ニス塗装 外装に一部夜光材付とした場合は410円、全面夜光材付とした場合は1,200円又は白色又は黄色ラッカーを使用した場合は、260円増しとする。	3年	2,200
			形状：軽金属 外装：塗装なし 外装に一部夜光材付とした場合は410円、全面夜光材付とした場合は1,200円又は白色又は黄色ラッカーを使用した場合は、260円増しとする。	3年	3,000
歩行支援用具 (移動・移乗支援用具)		(1)平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害者（児）で、原則として3歳以上のもの (2)難病患者で下肢が不自由なもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ※ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
頭部保護帽		(1)平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で立位又は歩行が不安定で頻繁に転倒するもの (2)てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児（者）	標準型 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	12,524
		オーダーメイド型 A 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの（スポンジ、革を主材料に製作したもの）	3年	15,656	
		オーダーメイド型 B 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの（スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作したもの）	3年	37,653	

自立支援用具	火災警報器	(1)障害等級2級以上の身体障害者(児)で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯 (2)障害の程度が重度又は最重度の知的障害者(児)で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの(1世帯2台を限度とする。)	8年	15,500
	自動消火器	(1)障害等級2級以上の身体障害者(児)で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者(児)のみの世帯 (2)障害の程度が重度又は最重度の知的障害者(児)で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯 (3)難病患者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの(1世帯2台を限度とする。)	8年	28,700
電磁調理器	視覚障害者2級以上の身体障害者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 障害の程度が重度又は最重度の知的障害者で18歳以上のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの(1世帯1台を限度とする。) 知的障害者が容易に使用し得るもの(1世帯1台を限度とする。)	6年	41,000	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者(児)で、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者(児)が容易に使い得るもの	10年	7,000	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の身体障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400 (1世帯当たりの限度額)	

在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う者（児）であって、原則として 3 歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5 年	51,500
	ネブライザー（吸入器）（☆※1）	(1)呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者で原則として学齢児以上のもの (2)難病患者で呼吸器機能に障害のあるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	5 年	36,000
	電気式たん吸引器（☆※1）	(1)呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者で原則として学齢児以上のもの (2)難病患者で呼吸器機能に障害のあるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	5 年	56,400
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行なう者	障害者が容易に使用し得るもの	10 年	17,000
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	難病患者で人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5 年	157,500
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上の身体障害者（児）で、原則として学齢児以上のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者（児）が容易に使い得るもの（1 世帯 1 台を限度とする。）	5 年	9,000
	視覚障害者用体重計	視覚障害 2 級以上の身体障害者（児）で、原則として学齢児以上のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの（1 世帯 1 台を限度とする。）	5 年	18,000
	非常用電源装置（☆）（★）	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）第 2 条第 2 項に規定する医療的ケア児であって、在宅で人工呼吸器の装着が必要なもの	人工呼吸器を動作させることができる非常用バッテリーなどで、事前の動作テスト等により動作確認が行われたもの	10 年	330,000

情報・意 思疎通支 援用具	携帯用 会話補 助装置	音声機能若しくは言語機能障害者 (児) 又は肢体不自由者(児)で あって、発声・発語に著しい障害 を有する者で、原則として学齢児 以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は 文章に変換する機能を有し、 障害者(児)が容易に使用し 得るもの	5年	98,800
	情報・ 通信支 援用具	上肢障害2級以上又は視覚障害2 級以上の身体障害者で情報機器の 使用により社会参加が見込まれる 者	障害者向けのパーソナルコン ピュータ周辺機器やアプリケ ーションソフトで障害者が容 易に使用し得るもの(一般に 使用されるソフトは除く。)	6年	100,000
	点字 ディス プレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複 障害者(原則として視覚障害2級 以上、かつ、聴覚障害2級)の身 体障害者であって、必要と認めら れるもの	文字等のコンピュータの画面 情報を点字等により示すこと のできるもの	6年	383,500
	点字器	視覚障害者(児)で必要があるも の	標準型A 32マス18行、木製(点筆 附属)	7年	10,712
			標準型B 32マス18行、プラスチッ ク製(点筆附属)	7年	6,798
			携帯型A 32マス4行、アルミニユ ーム製(点筆附属)	5年	7,416
			携帯型B 32マス4行、プラスチッ ク製(点筆附属)	5年	1,700
	点字タ イプラ イター	視覚障害2級以上の身体障害者 (児)で、原則として就学若しく は就労しているか、又は就労が見 込まれるもの	視覚障害者(児)が容易に使 用し得るもの	5年	63,100
	視覚障 害者用 ポータ ブルレ コーダ ー	視覚障害2級以上の身体障害者 (児)で、原則として学齢児以上 のもの	録音再生機 音声等により操作ボタンが 知覚又は認識でき、かつ、 DAISY方式による録音及び当 該方式により記録された図書 の再生が可能な製品であっ て、視覚障害者(児)が容易 に使用し得るもの	6年	85,000

情報・意 思疎通支 援用具	視覚障 害者用 ポータ ブルレ コーダ ー	視覚障害 2 級以上の身体障害者 (児) で、原則として学齢児以上のもの	再生専用機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6 年	35,000
	視覚障 害者用 活字文 書読上 げ装置	視覚障害 2 級以上の身体障害者 (児) で、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6 年	99,800
	視覚障 害者用 拡大読 書器 (★)	視覚障害者(児)であって本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8 年	198,000
	視覚障 害者用 時計	視覚障害者 2 級以上の身体障害者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10 年	13,300
	聴覚障 害者用 通信装 置	聴覚障害者(児)又は発声・発語に著しい障害を有する者(児)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者(児)が容易に使用し得るもの	5 年	71,000
	聴覚障 害者用 情報受 信装置	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向けの緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの(取付工事費等、機器の設置により発生する周辺経費は、自己負担)	6 年	88,900

情報・意 思疎通支 援用具	人工 内耳用 電池	人工内耳装用者	人工内耳用体外機に適合し得る電池又は充電池		月額 2,500
	人工 内耳用 充電器	人工内耳装用者	専用充電池に適合し得る専用充電器であって、対象者が容易に使用し得るもの	3年	25,000
	人工喉 頭	音声機能又は言語障害のある者で 喉頭摘出術後のもの	笛式 吸気によりゴム等の幕を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（気管カニューレ付は3,193円増しとする。）	4年	5,150
			電動式 顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	72,203
排泄管理 支援用具	ストマ 用装具	人工膀胱、人工肛門で腹壁から排尿便があり、採尿便の袋を装着する必要がある者	蓄便袋（1箇月分） 低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋（皮膚保護剤を含む。）		8,858
			蓄尿袋（1箇月分） 低刺激性の粘着材を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの（皮膚保護剤を含む。）		11,639
紙おむ つ (☆※2)	次のいずれかに該当する者 (1)乳幼児期以前(おおむね3歳以前)に非進行性の脳病変によってもたらされた運動機能障害で、脳性麻痺等による肢体の機能障害の1級又は2級の者で、便意若しくは尿意の意思表示が困難であり、恒久的に紙おむつを必要とするもの(おおむね3歳以降のもの) (2)次に掲げる要件の全てに該当する者。ただし、有料老人ホーム、グループホーム等の施設等利用者を除く。		紙おむつ（1箇月分） 障害者（児）が容易に使用し得るもので、月額であること。 (洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品を含む。)		12,000

【次ページに続く】

排泄管理支援用具	紙おむつ (☆※2)	ア 障害の程度が重度又は最重度の知的障害者(児)であること。 イ 医師の意見書により、便意又は尿意の意思表示が困難な者で紙おむつを必要とすることが明らかなものであること。 ウ 3歳以上の者であること。ただし、医師の診断書等により特段の事情があると認められる場合は、3歳未満の者も対象とすることができる。			
	収尿器	膀胱機能又は下肢機能若しくは体幹機能障害者（児）であって、常時失禁状態であるもの	普通型 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけたもので、耐久性ゴム製採尿袋を有するもの	1年 男性用 7,931 女性用 8,755	
			簡易型 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけたもので、ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管つきのもの（採尿袋 20枚を1組とする。）	1年 男性用 5,871 女性用 6,077	
点字図書給付事業	点字図書	視覚障害者であって、主に情報の入手を点字によって行っている者	月間や週間等で発行される雑誌を除く。 年間6タイトルまたは24巻を限度とする。 (辞書等の一括購入を除く)	—	—
住宅改修給付事業	住宅改修	下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する重度身体障害者（児）であって障害程度級3級以上の者または、難病患者であって下肢もしくは体幹機能に障害のあるものとする。 ただし、特殊便器への取替は上肢障害2級以上のものとする。	手すり設置・段差解消・滑り止め・扉の変更・洋式便器への取替及びそれに付帯して必要とある住宅改修	1回のみ 200,000	

※1) 呼吸器機能障害3級以上の場合は不要。

※2) 初回申請時に必要。また、医師意見書の「再認定の要否」において「要」と記載がある場合は、指定された年度に再度医師意見書の添付が必要。